

○経済産業省
環境省令第二号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第四条第二項の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成二十四年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成二十四年経済産業省・環境省令第八号）

改正後		改正前	
別表		別表	
一	地域	一	地域
経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	特定有害廃棄物等	経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	特定有害廃棄物等
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下単に「条約」という。）附属書Aに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下単に「条約」という。）附属書Aに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下単に「条約」という。）附属書Aに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下単に「条約」という。）附属書Aに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等
二	地域	二	地域
前項の中欄に掲げる地域以外の地域	全ての特定有害廃棄物等	前項の中欄に掲げる地域以外の地域	すべての特定有害廃棄物等
	かを問わない。）		

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行前にされた特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第一項の規定による承認の申請であつて、この省令の施行の際、承認をすることがどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。